

## 【重要事項説明書】

(令和8年4月1日現在)

### 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)事業に係る重要事項説明書

#### 1. 事業者

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 法人の名称 | 有限会社 チョウセイ                   |
| 代表者   | 代表取締役 川口徹男                   |
| 所在地   | 〒010-0201 秋田県潟上市天王字上江川47-130 |
| 連絡先   | 018-872-2201(代表番号)           |

#### 2. 事業の目的

要介護等の状態にある利用者を受け入れて、適切な短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供することを目的とします。

#### 3. 事業の運営方針

利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な日常生活介護、機能訓練、健康管理等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

また、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭に介護サービスを行うことを基本とした運営に努めます。

#### 4. 事業所の概要

|       |                              |  |  |
|-------|------------------------------|--|--|
| 名称    | ショートステイ こもれび                 |  |  |
| 種別    | 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護   |  |  |
| 管理者   | 近藤 篤                         |  |  |
| 開設年月日 | 平成21年3月1日                    |  |  |
| 所在地   | 〒010-0201 秋田県潟上市天王字上江川47-893 |  |  |
| 連絡先   | 018-853-6021                 |  |  |
| 定員    | 71人                          |  |  |

#### 5. 設備等の概要

|      |                                   |     |                   |
|------|-----------------------------------|-----|-------------------|
| 居室   | 特別個室                              | 4室  | 13.30㎡ (トイレ・洗面台付) |
|      | 一般個室                              | 3室  | 11.39㎡            |
|      | 2人室                               | 8室  | 23.35㎡            |
|      | 4人室                               | 12室 | 42.68㎡            |
| 共同設備 | ①食堂兼機能訓練室 ②静養室 ③医務室 ④浴室 ⑤トイレ ⑥洗面所 |     |                   |

#### 6. 従業員体制

|         |       |         |                                     |
|---------|-------|---------|-------------------------------------|
| 管理者     | 1名    | (常勤・兼務) | 事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。 |
| 医師      | 1名以上  | (非常勤)   | 健康管理、診療を行う。                         |
| 看護職員    | 1名以上  | (常勤)    | 看護を行う。                              |
| 介護職員    | 18名以上 | (常勤)    | 介護を行う。                              |
| 生活相談員   | 1名以上  | (常勤)    | 利用者又はその家族の相談に応じ、助言その他の援助を行う。        |
| 機能訓練指導員 | 1名以上  | (常勤)    | 機能訓練の実施、及びその指導を行う。                  |
| 栄養士     | 1名以上  | (常勤)    | 利用者の栄養管理を行う。                        |
| 調理員     | 6名以上  | (常勤・兼務) | 調理を行う。                              |
| 事務職員    | 1名    | (常勤)    | 必要な事務を行う。                           |

※ 従業員体制は、人員配置基準を満たしたうえで変動することがあります。

## 7. サービスの内容

- (1) 介護全般  
利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行います。
- (2) 食事  
利用者個々人の身体状況に応じた食事を提供いたします。毎日の水分補給に、お茶、ジュース等のサービスがあります。食事の時間は基本的に、朝食が7時45分、昼食が12時、夕食は17時25分からです。
- (3) 入浴・清拭  
週2回以上実施いたします。身体状況により入浴困難な場合は清拭を実施いたします。
- (4) 排泄介助  
心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指します。困難な場合はオムツを使用し、適切な援助を併用します。
- (5) 機能訓練  
利用者個々人の身体状況に応じて、日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善、維持のため機能訓練を生活の中で行います。
- (6) 相談援助  
必要に応じて、利用者及び家族に対して、生活・介護・環境等に関する相談及び助言を行います。
- (7) 生活サービス  
シーツ交換・居室清掃・私物管理・施設内の移動の付き添い・施設内で可能な洗濯等を行います。
- (8) その他  
健康管理・電話の取次ぎ等を適宜行います。

## 8. 利用料

- (1) 利用料金については【重要事項説明書・別紙1】料金規程によります。
- (2) お支払いについて  
利用料は、1ヶ月ごとに計算して請求書を発行します。お支払いについては、請求書到着後、当月25日までに次の方法でお支払い下さい。

- ① 事務所窓口での現金払い
- ② 指定口座への振り込み

|                  |      |                           |
|------------------|------|---------------------------|
| 秋田銀行天王支店         | 普通預金 | 249306                    |
| 北都銀行船越支店         | 普通預金 | 6048331                   |
| 秋田なまはげ農業協同組合天王支店 | 普通預金 | 0000327<br>名義人 有限会社 チョウセイ |

- ③ 自動振替  
自動振替は秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行、秋田なまはげ農業協働組合に対応しています。振替日は毎月20日です。

## 9. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な措置等を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 11. 身体拘束の制限及び虐待の防止について

従業者は、介護サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する委員会の設立及び定期的な委員会の開催
- ②苦情解決体制の整備
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
- ④前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者(責任者)を設置

## 12. 非常災害対策

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

管理者は、防火管理者を選任する。

防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

## 13. 事業所及びサービス事業者の義務

- (1)当事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- (2)当事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、当事業所の嘱託医師又は看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- (3)当事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (4)緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、当事業者が別に定める「身体的拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

## 14. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

## 15. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の1ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保しています。

## 16. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

|          |    |                     |
|----------|----|---------------------|
| 協力医療機関   | 名称 | 神田医院                |
|          | 住所 | 潟上市飯田川下虻川字屋敷100     |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | 男鹿みなと市民病院           |
|          | 住所 | 男鹿市船川港船川字海岸通り1号8番地6 |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | ふただ歯科クリニック          |
|          | 住所 | 男鹿市船越字内子187-2       |

## 17. 利用に当たっての留意事項

- (1) 事故補償  
事業所内において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。
- (2) 来訪・面会  
面会は所定の場所で予約制で行なっています。予約は電話で受け付けています。  
また、来訪・面会時には玄関前の面会簿に記入してください。
- (3) 通院・入院等  
利用時に緊急及び定期通院・入院等が必要となった場合は、原則としてご家族に対応していただくことになります。
- (4) 居室・設備・器具の使用  
事業所内の居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合補償していただくことがあります。
- (5) 喫煙・飲酒  
施設内での喫煙・飲酒はできません。
- (6) 所持品  
原則的に所持品は日常生活に限り、貴重品は極力避けていただきます。
- (7) ペットの持ち込み等  
事業所内へのペットの持ち込みや、動物の飼育はできません。

## 18. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して入所生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

## 19. その他

当事業所に対する相談・要望・苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。（【重要事項説明書・別紙3】「ご相談・苦情について」を参照ください。）

【重要事項説明書・別紙1】

ショートステイこもれび 利用料金表

令和6年6月1日現在

【 介護保険給付内 日額 】

|                 | 要支援1  | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------------|---|------|------|------|------|------|------|
| 短期入所生活介護費       | 479円  | 596円 | 645円 | 715円 | 787円 | 856円 | 926円 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅰ)     |   |      | 13円  | 13円  | 13円  | 13円  | 13円  |
| サービス提供強化加算(Ⅱ)   | 18円   |      |      |      |      |      |      |
| 機能訓練体制加算        | 12円   |      |      |      |      |      |      |
| 看護体制加算(Ⅰ)       |   |      | 4円   |      |      |      |      |
| ★ 緊急短期入所受入加算    | 入所後7日に限り 90円<br>(7日以内に適切な方策が立てられない場合14日を限度) |      |      |      |      |      |      |
| ★ 若年性認知症利用者受入加算 | 120円  |      |      |      |      |      |      |
| ★ 送迎加算(片道)      | 184円  |      |      |      |      |      |      |
| ★ 療養食加算         | 1日3回を限度とし 1回につき 8円                          |      |      |      |      |      |      |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  | 上記合計所定単位×140/1000円                          |      |      |      |      |      |      |

※ ★印は該当、実施した場合のみ

※ 連続して30日以上利用の方は、31日目から1日-30円となります。

※ 連続して60日以上利用の方は、61日目から1日-55円となります。

尚、要介護1・要介護2の方は61日目から1日-54円、要介護4の方は61日目から-54円となります。

※ 負担割合証1~3割に応じて、上記に乗じた金額となります。

【 介護保険給付外① 日額 】

|          |  |
|----------|--|
| 食費       | 1445円 (朝食 340円 昼食 550円 夕食 555円)<br>* おやつ代 50円<br>* 食事・おやつキャンセルについては、朝食は前日19時、昼食は当日10時、おやつは当日12時、夕食は当日15時までに申し出のあった場合となります。<br>* 献立以外の特別食については実費相当額をいただきます。 |
| 居住費(滞在費) | 多床室 915円<br>個室 1231円 / 特別個室 1280円  |

※ 負担限度額認定を受けている場合は、記載の金額が上限となります。

【 介護保険給付外② 日額 】

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| テレビ貸出料 | 100円 (貸出したテレビを居室内に設置した場合)       |
| 家電利用料  | 50円 (個人的にテレビ、電気毛布等の電化製品を使用した場合) |

## 個人情報保護・利用目的

ショートステイ こもれびは、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に取り組んでおります。

### 介護情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接看護師または生活相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きはありません。

### 介護情報の開示

- ◆ ご自身の介護記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく生活相談員に開示をお申し出ください。

### 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。
- ◆ ショートステイこもれびが保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### 個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用するほか、施設運営・教育・研修・行政命令の遵守・他の医療・介護・福祉施設との連携のために個人情報を利用することがあります。  
また、外部機関による施設評価・学会や出版物等で個人名が特定されない形で報告することがあります。

### 相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。  
個人情報保護相談窓口 担当者 近藤 篤

### 個人情報保護方針

ショートステイこもれびでは、利用者の方の個人情報を適正に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。

このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて、次のように宣言いたします。

#### ◆ 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令および行政機関等が定めた個人情報に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

#### ◆ 個人情報保護政策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な情報の収集、利用および提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざんおよび漏えいの予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

#### ◆ 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

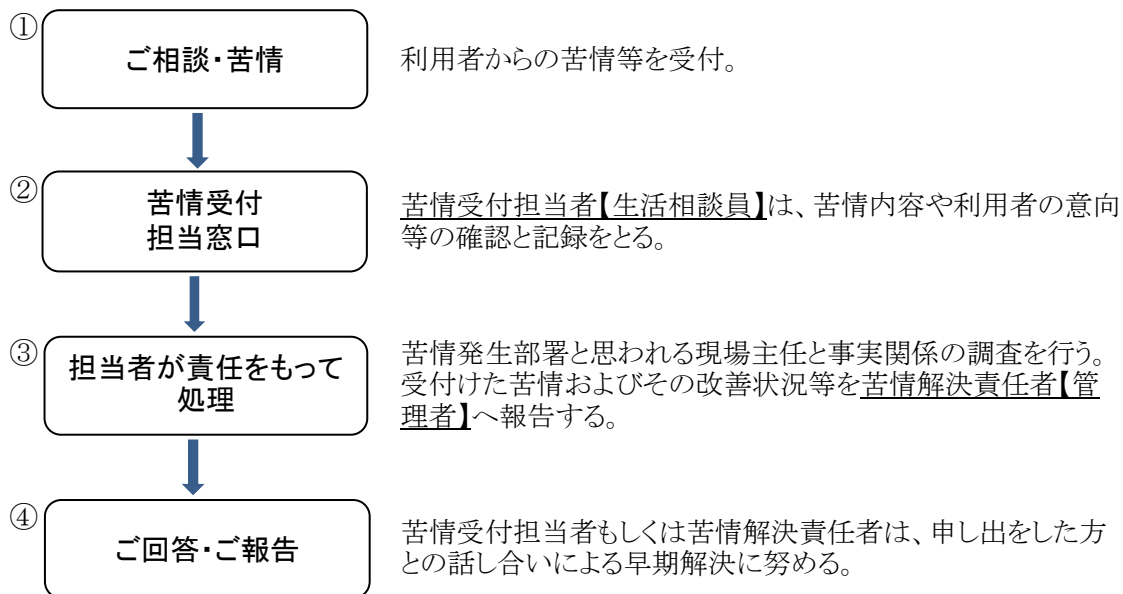
#### ◆ 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進いたします。

## ご相談・苦情について

### I ご相談・苦情処理の体制

ショートステイこもれびでは、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記の通り整えております。下記の窓口をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



### II 当事業所に対するご相談・苦情は、以下の相談窓口で受け付けます。

|                |  |
|----------------|--|
| ショートステイ こもれび   | 対応時間 : 月曜日～金曜日 9:00～16:00<br>電話 : 018-853-6021<br>FAX : 018-872-2202 |
| 秋田県運営適正化委員会    | 秋田県福祉サービス相談支援センター<br>電話 : 018-864-2726<br>FAX : 018-864-2840         |
| 潟上市            | 高齢福祉課<br>電話 : 018-855-5113   |
| 秋田市            | 介護・高齢福祉課<br>電話 : 018-866-2069  |
| 男鹿市            | 福祉事務所・高齢福祉係<br>電話 : 0185-23-2111                                     |
| 五城目町           | 町民福祉課・福祉保険係<br>電話 : 018-852-5128                                     |
| 井川町            | 町民課・健康福祉班<br>電話 : 018-874-4417                                       |
| 八郎潟町           | 町民福祉課・福祉介護班<br>電話 : 018-875-5805                                     |
| 大潟村            | 住民生活課・福祉保健班<br>電話 : 0185-45-2114                                     |
| 秋田県国民健康保険団体連合会 | 相談専用電話 : 018-883-1550  |